

居宅介護支援センターいずみ苑 重要事項説明書

(令和6<2024>年4月1日現在)

1. 事業目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

又、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス、及び特定相談支援事業者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業所番号及びサービス提供地域

名称	居宅介護支援センターいずみ苑
所在地	千葉市若葉区中田町1044-32
指定事業所番号	1270400110
サービス提供地域	千葉市、大網白里市、四街道市ほか

(2) 事業所の従業者体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者 (主任介護支援専門員)	介護福祉士	1名 (兼務)		事業所の管理・運営全般 居宅介護支援に係る連絡調整
介護支援専門員	介護福祉士	1名以上	1名以上	居宅介護支援に係る連絡調整

(3) 窓口開設時間

平日(土・日・祝日を除く)	午前9:30 ~ 午後 17:30
---------------	-------------------

※但し、12月30日から1月3日は休業いたします。

3. サービスの内容

- 居宅サービス計画の作成。
- 居宅サービス事業者との連絡、調整。
- サービス実施状況の評価。
- 利用者状態の把握。
- 給付管理。
- 要介護認定申請に対する協力、援助。
- 相談業務。

4. 利用料金

(1) 基本料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

※利用者の保険料の滞納のため法定代理受領ができなくなった場合は、要介護度に応じて下記の料金を頂き、当事業所より「サービス提供証明書」を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、保険者の担当窓口へ提供しますと全額払い戻しが受けられます。

居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)

要介護区分	単位数	1単位あたりの単価	金額
要介護1・2	1,086単位/月	11.05円	12,000円/月
要介護3・4・5	1,411単位/月		15,591円/月

※介護報酬告示額に、地域区分ごとの報酬単価(1単位=11.05円)をかけて計算した1ヶ月あたりの金額です。

(2)加算料金

※下記加算は、当該事例が発生した場合のみの算定となります。

加算	単位数	1 単位あたり の単価	金額
初回加算	300 単位/月	11.05 円	3,315 円/月
通院時情報連携加算	50 単位/月		552 円/月
入院時情報連携加算 (I)	250 単位/月		2,762 円/月
入院時情報連携加算 (II)	200 単位/月		2,210 円/月
退院・退所加算 (I) イ	450 単位/回		4,972 円/回
退院・退所加算 (I) ロ	600 単位/回		6,630 円/回
退院・退所加算 (II) イ	600 単位/回		6,630 円/回
退院・退所加算 (II) ロ	750 単位/回		8,287 円/回
退院・退所加算 (III)	900 単位/回		9,945 円/回
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月		4,420 円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/回		2,210 円/回

(3) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

(4) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切費用はかかりません。

5. 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の病状が急変した場合は、速やかに主治医や協力医療機関及び家族への連絡等、必要な措置を講じます。

利用者の疾患についての対応を円滑に行うため、入院時または入院の予定がわかった時点で当事業所名および担当介護支援専門員の名称を医療機関に伝えていただきますようお願いいたします。

6. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

7. 守秘義務に関する対策

(1) 事業者は、介護支援専門員及びその他の従業員に対して、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保守します。又、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を雇用契約の内容としています。

(2) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、予め文書により同意を得るものとします。

8. 利用者の尊厳

利用者の尊厳、プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

9. 損害賠償について

当事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められ、かつ、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じさせていただきます。

10. 苦情相談窓口

事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情及び居宅サービス計画に基づき提供している各サービスについての相談、苦情を承ります。

窓口担当者	管理者 毛利 桂
受付時間	平日 午前9:30 ~ 午後17:30
電話番号	043-312-1703

外部の苦情及び各種相談窓口

千葉市役所保健福祉局 千葉市介護保険事業課	所在地：千葉市中央区千葉港1-1 電話番号：043-245-5062 受付時間：平日 午前8:30 ~ 午後5:30
千葉県国民健康保険団体連合会	所在地：千葉市稲毛区天台6-4-3 電話番号：043-254-7428 受付時間：平日 午前9:00 ~ 午後5:00
千葉県運営適正化委員会	所在地：千葉市中央区千葉港4-3 電話番号：043-246-0294 受付時間：平日 午前9:00 ~ 午後5:00

11. 当法人の概要

法人名 社会福祉法人 泉寿会
 代表者 理事長 山初 和也
 所在地 千葉市若葉区中田町1044-55
 電話番号 043-228-5900

※定款の目標に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホーム いずみ苑 の設置運営
- (ロ) 経費老人ホーム(ケアハウス) いずみ苑 の設置運営
- (ハ) 特別養護老人ホーム 小倉町いずみ苑 の設置運営
- (ニ) 特別養護老人ホーム 第2いずみ苑 の設置運営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービスセンター いずみ苑 の設置運営→削除
- (イ) 老人短期入所事業 いずみ苑 の設置運営
- (ロ) 介護老人保健施設 いずみ苑リハビリケアセンター の設置運営
- (ハ) 老人デイサービスセンター 小倉町いずみ苑 の設置運営
- (ニ) 老人短期入所事業 小倉町いずみ苑 の設置運営
- (ホ) 老人短期入所事業 第2いずみ苑 の設置運営

(3) 公益事業

- (イ) 居宅介護支援センター いずみ苑 の設置運営
- (ロ) 千葉市あんしんケアセンター 千城台 の受託運営
- (ハ) 居宅介護支援センター 小倉町いずみ苑 の設置運営→休止期間中のため記載は残す

(4) その他これに付随する業務